

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成24年3月26日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

この度の東日本大震災における被災地域にお住まいの皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

◆企業年金の予定利率の改正について◆

平成24年3月26日付の官報及び通知に、平成24年4月1日から適用する企業年金の予定利率等が掲載されましたのでご連絡致します。

【確定給付企業年金及び厚生年金基金】

- 継続基準下限予定利率の改正
平成24年度：年率1.1%（平成23年度：年率1.1%）
- 非継続基準予定利率の改正
平成24年度：年率2.24%（平成23年度：年率2.32%）
なお、0.8～1.2の割掛けが認められるため、平成24年度の予定利率は、年率1.792%～年率2.688%となります。

詳細につきましては添付資料をご覧ください。

以上



企業年金の利率一覧

適用時期 <small>厚生年金基金及び確定給付企業年金：計算基準日で判定 適格年金：再計算日で判定</small>	厚生年金基金及び 確定給付企業年金（注1）		企業年金連合会	適用時期	厚生年金基金
	① 継続基準 下限予定利率	② 非継続基準 予定利率	③ 通算企業年金 予定利率		④ 最低責任準備金 付利率
H9.4.1～H10.3.31	4.0%	4.75%			
H10.4.1～H11.3.31	3.4%	4.00%			
H11.4.1～H12.3.31	2.9%	3.50%			
H12.4.1～H13.3.31	2.4%	3.00%			
H13.4.1～H14.3.31	2.0%	2.75%			
H14.4.1～H15.3.31	1.2%	2.50%			
H15.4.1～H16.3.31	1.2%	2.23%（注2）	H17.10.1～	H11.10.1～H11.12.31	4.66%
H16.4.1～H17.3.31	0.9%	2.29%（注2）	↓	H12.1.1～H12.12.31	4.15%
H17.4.1～H18.3.31	1.3%	2.20%（注2）	2.25%	H13.1.1～H13.12.31	3.62%
H18.4.1～H19.3.31	1.2%	2.17%（注2）	2.25%	H14.1.1～H14.12.31	3.22%
H19.4.1～H20.3.31	1.3%	2.20%（注2）	2.25%	H15.1.1～H15.12.31	1.99%
H20.4.1～H21.3.31	1.4%	2.27%（注2）	2.25%	H16.1.1～H16.12.31	0.21%
H21.4.1～H22.3.31	1.5%	2.44%（注2）	2.25%	H17.1.1～H17.12.31	4.91%
H22.4.1～H23.3.31	1.3%	2.38%（注2）	2.25%	H18.1.1～H18.12.31	2.73%
H23.4.1～H24.3.31	1.1%	2.32%（注2）	2.25%	H19.1.1～H19.12.31	6.82%
H24.4.1～H25.3.31	1.1%	2.24%（注2）	2.25%	H20.1.1～H20.12.31	3.10%
				H21.1.1～H21.12.31	▲3.54%
				H22.1.1～H22.12.31	▲6.83%
				H23.1.1～H23.12.31	7.54%
				H24.1.1～H24.12.31	▲0.26%

H24.3.31 財政検証に適用される

H24年度中に解散した場合の分配計算に適用される

	各利率についての告示等	決定根拠	
①	「厚生年金基金の予定利率の下限等について（平成9年3月31日企発第23号）」 （平成24年3月26日年企発0326第1号）	直近5年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均又は直近1年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均のいずれか低い方	「厚生年金基金財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）」
	「確定給付企業年金法施行規則第43条第2項第1号に規定する予定利率の下限（平成14年厚生労働省告示第58号）」 （平成24年3月26日告示第153号）	厚生年金基金同様、「直近5年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均又は直近1年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均のいずれか低い方」とされている。	「確定給付企業年金法施行規則第43条第2項第1号（平成14年3月5日省令第22号）」 および「確定給付企業年金法法令解釈通達」
②	「厚生年金基金令第39条の3第3項に規定する予定利率（平成9年厚生労働省告示第83号）」 （平成24年3月26日告示第155号）（注2）	直近5年間に発行された30年国債の利率を勘案して厚生労働大臣が定める率	「厚生年金基金令第39条の3第3項（昭和41年9月27日政令第324号）」
	「確定給付企業年金法施行規則第55条第1項第1号に規定する予定利率（平成15年厚生労働省告示第99号）」 （平成24年3月26日告示第154号）（注2）	直近5年間に発行された30年国債の利率を勘案して厚生労働大臣が定める率	「確定給付企業年金法施行規則第55条第1項第1号（平成14年3月5日省令第22号）」
③	「企業年金連合会規約第38条第2項（平成18年10月1日付施行）」	長期国債の応募者利回りの動向を勘案した年金給付等積立金の運用収益に係る予測に基づき決定される	企業年金連合会規約第38条第2項
④	「厚生年金保険法第85条の2に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例（平成11年厚生労働省告示第192号）」 （平成23年12月20日告示第455号）	厚生年金保険本体の前年度実績利回り	「厚生年金基金令（昭和41年9月27日第324号）附則第4条第2項」

（注1）確定給付企業年金については平成14年度より適用。

（注2）最低積立基準額の算定に用いる利率に「0.8以上1.2以下」の掛目を設定することが可能。

（掛目を設定することについては、代議員会の議決または被保険者等の過半数を代表するものの同意（含労働組合の同意）が必要）